

## 本日の会議に付した事件

平成25年第3回山元町議会臨時会

平成25年7月18日（木）午後1時30分

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 報告第14号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
- 日程第 5 報告第15号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
- 日程第 6 報告第16号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
- 日程第 7 議案第73号 平成25年度 産振農復物4号 山元町農業機械等施設整備事業（乾燥調整施設設備導入）に係る物品購入計画について
- 日程第 8 議案第74号 土地の取得について
- 日程第 9 議案第75号 平成25年度山元町一般会計補正予算（第3号）

---

午後 1時30分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成25年第3回山元町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

11番伊藤隆幸君から欠席する旨の申し出があります。

本日の議事日程は、お手元に配布の通りです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、8番佐藤智之君、9番岩佐 豊君を指名します。

---

議 長（阿部 均君）日程第2．会期決定を議題とします。

事務局長に、お手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。会期日程案、月日、曜、会議別、内容の順に朗読いたします。

7月18日、木曜日、本会議、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の説明、議案審議。以上です。

議 長（阿部 均君）お諮りします。本臨時会の会期は、お手元に配布のとおり、本日1日限りにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りに決定しました。

---

議 長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。

事務局長に、お手元に配布しております報告書を朗読させます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。

議長諸報告。

1、議会閉会中の動向

6月20日 兵庫県新温泉町議会が視察研修のため訪れ、正副議長が出席しました。

6月23日 亙理・山元例会が東京都で開かれ、副町長と出席しました。

6月28日 宮城県町村議会議長会理事会在仙台市で開かれ、出席しました。

7月2日 宮崎県児湯郡町村議会議長会が視察研修のため訪れ、正副議長が出席しました。

7月8日～10日 総務民生常任委員会が視察研修のため兵庫県淡路市、播磨町を訪れました。

7月11日 福島県安達市町村議会議長会が視察研修のため訪れ、出席しました。

7月18日 常磐線北部整備促進期成同盟会総会が開かれ、出席しました。

(総務民生常任委員会)

7月2日 委員会が開かれました。

(産建教育常任委員会)

7月8日 委員会が開かれました。

(議会広報常任委員会)

6月18日、7月11日 委員会が開かれました。

(議会運営委員会)

7月16日 委員会が開かれました。

(東日本大震災災害対策調査特別委員会)

7月16日 委員会が開かれました。

(全員協議会)

7月16日 協議会が開かれました。

2、長送付議案等の受理

当局から議案等6件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

3、監査、検査結果報告書の受理

監査委員から例月出納検査結果が提出されたので、その写しを配布しております。

4、説明員の出席要求

本臨時会に、お手許に配布のとおり説明員の出席を求めています。

以上です。

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第3．これから提出議案の説明を求めます。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。本日、ここに平成25年第3回山元町議会臨時会が開催され、平成25年度一般会計補正予算案を初め各種提出議案をご審議いただくに当たり、議案の概要等をご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、ことしの2月に着工し夏休み前の完成に向け工事を進めておりました坂元小学校プールの災害復旧工事については、先日工事が完了し、去る7月9日には青空のもと新しいプールを待ち望んでいた児童たちの笑顔と歓声があふれる中で落成式をとり行ったところであります。また、広域交通の整備及び新市街地へのアクセス強化を目的とした（仮称）坂元スマートインターチェンジの設置については、議会と一体となって要望活動を展開してきたところではありますが、こうした取り組みが功を奏し、先日東北地方整備局において連結許可証の交付を受けたところでもあります。

次に、主な復興関連事業の進捗状況についてですが、先の定例会においてご可決賜りました新市街地整備事業については今月末から来月上旬にかけ新山下駅並びに新坂元駅周辺地区工事に係る安全祈願祭及び着工式を計画しており、平成27年3月までの事業完了、そして翌平成28年の春までには新市街地において戸建て住宅および災害公営住宅への入居が計画どおり完了することを目指し事業がスタートしております。

また、復旧・復興事業の進捗状況を実際にご自分の目で見ていただく復興状況見学会を今月20日に予定しており、今後とも復興の姿が住民の方々に見えるよう引き続き努力してまいります。

次に、農地の大区画化や農地集積による効率的な農業展開へ向けた東部地区を中心とする圃場整備事業についてですが、過日の事業説明会においては延べ289名の参加者との意見交換が行われ、事業の実施に向けた貴重なご意見を多数いただいたところでもあります。今後の取り組みとしましては、宅地等の所有者への情報提供や農家の方々に対する将来の農業経営について意向調査を進めながら事業の実施に向け取り組んでまいります。

最後に、津波浸水区域における住民の方々への生活再建に向けた住宅移転建設費等に対する支援策についてであります。東日本大震災復興基金交付金等を有効に活用し、被災者間の支援格差の是正を図るためこれまで検討を重ねてきた町独自の支援策の内容がまとまりましたことから、今回新たにご提案申し上げますのでご理解を賜りたいと存じます。

それでは、本臨時会においてご審議をいただく各種議案の概要について順を追ってご説明申し上げます。

初めに専決処分に係る報告についてご説明申し上げます。報告第14号ないし第15号までの専決処分の報告については、損害賠償請求に係る和解に関する専決処分をいたしましたので報告するものであります。

続いて報告第16号平成23年度繰3号山元町立坂元小学校プール改築工事請負契約の変更については、坂元小学校プール改築工事において施工計画に基づき段階確認を行った結果、各種数量、仕様、工期の変更が生じたため、専決処分により変更契約を締結いたしましたので、これを報告するものであります。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。議案第73号については、乾燥調整施設の購入契約に当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第74号土地の取得については、新坂元駅周辺地区の津波防災拠点市街地形成施設事業に係る用地取得に当たり、議会の議決を求めるものであります。

続いて、補正予算関係議案となります。議案第75号平成25年度山元町一般会計補正予算（第3号）案についてご説明申し上げます。歳出予算の総務費については震災復

興交付金事業第6回申請に係る交付決定に伴い震災復興交付金基金の予算積み立てを追加措置するものであります。農林水産業費については磯浜漁港の水産業共同利用施設建設に係る工事請負費を追加措置するものであります。土木費では都市計画復興推進費において常磐線復旧事業に伴う特定環境影響評価事後調査に係る業務委託料及び津波浸水区域における住民の方々への生活再建に向けた住宅移転建設費等に対する津波被災住宅再建支援事業補助金を追加措置するものであります。教育費については、坂元小学校講堂改築工事に伴う工事請負費及び備品購入費等を追加措置するものであります。

また、債務負担行為につきましては、常磐線復旧事業に伴う特定環境影響評価事後調査委託業務に要する経費について、それぞれ期間及び限度額を設定するものであります。ただいまご説明申し上げました歳出予算に見合う財源としては震災復興特別交付税及び震災復興基金等の取り崩しを増額措置するとともに、最終的な財源調整として財政調整基金の取り崩しを増額措置した結果、歳入歳出それぞれ約45億7,000万円を増額し、総額525億4,000万円余とするものであります。

以上、平成25年第3回山元町議会臨時会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各種議案等の細部につきましてはさらに関係課長に説明をさせていただきますのでよろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。私からは以上でございます。

議長（阿部 均君）以上で、提出議案の説明を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第4．報告第14号を議題とします。

本案について報告を求めます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。報告第14号専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

1枚おめくりください。専決処分書にてご説明を申し上げます。

地方自治法180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。平成25年6月28日 山元町長。

町は3月10日日曜日の暴風雨により飛散した浅生原東田応急仮設住宅の下屋が相手方車両に接触したことによる自動車損害事故に関し、損害賠償の額を定め和解することについて次のとおり決定するものでございます。

3月10日の暴風雨によりまず車両損傷事故につきましては、先の第2回山元町議会定例会におきまして2件の事故報告をさせていただいたところですが、本件につきまして、全体で4件発生していたこと及び残り2件は示談交渉中であったことの説明が不足しておりました点をおわびいたします。このたび、交渉中であったうちの1件の示談が成立いたしましたのでご説明を申し上げます。相手方につきましては記載のとおりでございます。事故の概要ですが、平成25年3月10日日曜日午後3時ごろ、山元町浅生原東田地内の東田応急仮設住宅敷地内において暴風により飛散した仮設住宅の下屋が駐車していた相手方の自動車と接触し、車両側面フェンダー部分を損傷した事故となりました。

損害賠償の額等でございますが、町は相手方に対し本件事故の損害賠償として総損害額の100パーセントに相当する金44万6,234円を支払うことを認め、これを相

手方の口座に送金して支払うものでございます。なお、残りの1件につきましてもただいま示談交渉中でございます。誠意を持って対処してまいります。今後はこのような事故が生じないように、維持管理に努めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上で報告第14号の説明とさせていただきます。

議長（阿部 均君）報告第14号専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第5．報告第15号を議題とします。

本案について報告を求めます。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい、議長。報告第15号専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

ページをおめくりください。

専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について次のとおり専決処分する。平成25年7月3日。

町は山元町山寺字作田山の駐車場内における公用車の事故に関し、損害賠償の額を定め和解することについて次のとおり決定するものでございます。

相手方につきましては千葉県千葉市記載の会社でございます。事故の概要でございます。平成25年3月21日午後0時10分ごろ、山元町山寺字作田山59番地の1におきまして、町の職員が運転するリース車両がバックで駐車する際に隣に駐車中の記載の会社所有の車両と接触し、相手方の車両を損傷させたものでございます。損害賠償の額その他和解条項でございます。町は相手方に対し本件事故の損害賠償として損害額の100パーセントに相当する金10万4,255円を負担することを認め、これを相手方の口座に送金して支払うというような内容でございます。

以上、報告内容でございます。

議長（阿部 均君）報告第15号専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第6．報告第16号を議題とします。

本案について報告を求めます。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。報告第16号専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

議案書2枚目が別紙の専決処分書でございますが、お手元に配布しております資料No.1議案の概要によりご説明いたします。本案件は第1回議会臨時会で工事請負契約の締結をお認めいただき、第2回議会臨時会で第1回変更契約の専決処分について報告いたしました坂元小学校プール改築工事におきまして、施行計画に基づき段階確認を行った結果、プール周りのオーバーフロー時の排水設備の不備等が判明したことから、係る工事等を追加し変更契約を締結するに当たり、当初変更契約の5パーセント500万円以下でありましたことから専決処分したものでございます。

以下、項目及び内容についてご説明いたします。1契約の目的は、平成23年度繰3

号山元町立坂元小学校プール改築工事です。2契約の相手方は、仙台市青葉区所在の株式会社熊谷組東北支店です。契約金額ですが、変更後9,360万150円となり、334万8,450円の増額変更でございます。工事の場所は坂元地内、坂元小学校校舎東側となります。工事の概要、変更内容は記載のとおりオーバーフロー排水設備を含む3項目の追加及びプール下部防水下地勾配等仕様の変更5項目でございます。工期につきましても、記載のとおり6月21日から7月5日まで延長したものでございます。

変更理由は冒頭ご説明したとおりでございます。以上の説明をもちまして報告第16号の報告といたします。

議長（阿部 均君）報告第16号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第73号を議題とします。

本案について説明を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第73号平成25年度産振農復物4号山元町農業機械等施設整備事業（乾燥調整施設設備導入）に係る物品購入契約についてご説明を申し上げます。ご説明に当たりましてはお手元に配布させていただいている配布資料No.2をもってご説明申し上げます。

提案理由でございますが、東日本大震災により被災農家の水田農業再生等を図るため、平成25年度の被災地域農業復興総合支援事業に基づきまして乾燥調整施設設備を取得するに当たりまして、地方自治法の規定によりまして議会の議決を求めるため提案するものでございます。

まず内容でございますけれども、1といたしまして購入品目、台数等でございますが、今回導入するものについては米の乾燥調整設備一式ということでございまして、システム的にはもみを受け入れて、それを乾燥機に入れて保冷して、それを今度もみすりの方に移行しまして、計量ではかつてそしてフレコンのトンパックに詰めて出荷体制まで整えるというミニライスセンターの設備一式になります。この一式につきましては、6か所の整備になりますので同じものが6か所に入りますけれども、乾燥機と保冷タンクについては二つ、それ以外については各1台で一式が構成されるようになりますので、ここに記載のと通りの台数の納入ということになります。

次に、2番目といたしまして契約の方法でございますが、今回については条件付一般競争入札で執行しております。入札の参加業者につきましてはここに記載のヤンマー農機販売株式会社以下4者でございます。今回の入札で契約金額であります、一金1億2,411万円、これは消費税を含む金額でございます。落札率については98.84パーセントでございます。次に、納期限でございますが、これについては来年度の2月28日までということでございます。5番目に契約の相手方ですが、仙台市のここに記載の五十嵐商会というところになります。

次に、裏面でございますが、参考になりますけれども、このミニライスセンターの整備して対応する先になりますけれども、6経営体になります。4団体、2個人でございます。この経営規模につきましてですが、先の6月でご承認いただきましたコンバイン等と同じように、現在8ヘクタールほどの経営を、最終的に平均でございますけれども、40ヘクタールまで拡大していただくというようなことでの導入になります。今回整備

する設備のイメージといたしまして、ここに記載のとおり乾燥機、保冷タンク、計量器までの一つ一つのパーツがこのようなことになりまして、これを一式で組み立てるということになります。これにつきましては、それぞれこの6経営体の方に建屋を別途建てて、この中にこの設備一式を設置するということになります。この建物、それから造成につきましてはただいま設計中ございまして、この一式の規模といいますか大きさが決まらなると建物が決まらなるといようなことから、今回先にこの一式を決定してご承認をいただくため提案したものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第73号平成25年度産振農復物4号山元町農業機械等施設整備事業（乾燥調整施設設備導入）に係る物品購入契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第8. 議案第74号を議題とします。

本案について説明を求めます。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。議案第74号土地の取得についてをご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、皆様のお手元に配布しております資料No.3でご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付する契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、700万円以上かつ5,000平方メートル以上の土地取得について議会の議決を要するので提案するものでございます。

1取得の目的ですが、山元町都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業新坂元駅周辺地区の用地として取得するものでございます。取得の内容でございますけれども、議案に記載しておりますが、坂元字町東地内8筆、数量合計ですけれども6,753.74平方メートル、取得価格1,891万472円、対象者は1名となります。

どうかご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第74号土地の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第9. 議案第75号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。それでは、議案第75号平成25年度山元町一般会計補正予算（第3号）をご説明いたします。あわせまして、補正予算附属説明書もお手元の方にご準備いただければと思います。

まず今回の補正の規模でございますが、歳入歳出にそれぞれ45億7,410万5,000円を追加いたしまして、総額を525億4,711万8,000円とするものでございます。この予算の補正にあわせまして債務負担行為の補正ということでございまして、債務負担行為の追加を行っているものでございます。

それでは、歳出の方からご説明させていただきます。7ページをお開きいただければと思います。また、あわせまして補正予算附属説明書の1ページの方もお開きいただければと思います。

まず歳出、総務費総務管理費でございます。財産管理費につきまして積立金を2億7,900万円ほど積み立てております。こちらにつきましては、これからご説明申し上げます復興交付金事業の3事業につきまして復興庁の方から第6次配分がなされたことから、今回復興基金の方に予算を積み立てるというものでございます。内容については後ほどご説明いたします。

続きまして、第6款農林水産業費水産業復興推進費をご覧いただければと思います。需用費31万円、消耗品ということです。15節工事請負費として5,600万円ほど計上してございます。こちらにつきましては附属資料の1ページをあわせてご覧いただければと思います。附属資料でございます。今回補正いたしますのは水産業共同利用施設の復興整備事業でございます。こちら、津波により被災しました水産物の荷さばき所及び殺菌冷海水装置を復旧いたします。さらにあわせまして作業用保管倉庫を建設するものでございます。こちらにつきましては昨年度の予算におきまして復興庁の方から第2回の交付決定が行われておりましたが、これを25年度に繰り越しておりました。ですが、実施設計を行ったところ予算に不足が生じるということが判明したことによりまして今回復興庁から内示がございまして追加補正をするものでございます。

では、補正の内訳でございます。消耗品費でございます。事務用品費といたしまして



31万円計上してございます。これは総事業費の一定割合が復興交付金として事務費が認められるというものでございます。続きまして工事請負費でございます。工事請負費5,630万円計上してございます。これは先ほども申しましたが、実施設計を行いましたところ、資材の高騰によるいわゆる物価スライドに対応せざるを得なくなった及び長寿命化対策が必要となったということから、その分で工事費が増嵩したというものでございます。具体的に申しますと、軟弱地盤の改良工事が必要になった及び塩害対応の屋根を設置する必要ができたということで、こういったことで工事費が増嵩になったものでございます。その内訳につきましては、ご覧のとおり水産物荷捌き所工事費、殺菌冷海水装置及び作業保管倉庫ということで、こちらが今回増額になっている内容でございます。こちら、合計合わせまして5,660万円余りを今回補正するものでございます。なお、先ほども申し上げましたが、こちら4分の3は復興交付金事業の基幹事業ということで復興交付金が入ります。残りの、いわゆる補助裏につきましては震災特交が当たるといような財源構成になってございます。また、工期につきましてはことしの8月から来年の2月末までをめどに工事をするというで計画を立てております。

続きまして、予算書にお戻りいただきまして土木費でございます。8款土木費都市計画費都市計画復興推進費をお開きいただければと思います。こちら、2事業でございます。まず委託料1億2,900万円ほど計上してございます。常磐線の復旧に伴います特定環境影響評価の業務委託料でございます。その下でございます。負担金補助金ということで、37億1,000万円ほど計上してございます。こちらは津波被災住宅再建支援事業補助金ということでございます。こちらにつきましても付属資料についてご説明いたします。

付属資料の2ページをお開きいただければと思います。常磐線復旧関連特定環境影響評価事業でございます。この事業につきましては、昨年度、平成24年度でございますが、資料に基づく調査というのをJR東日本の方で既に行っております。そちらにあわせまして今回、現地調査をあわせた調査を町の方で行うということで、これらにつきましまして第6回の震災復興交付金の申請におきまして内示があったということから、今回予算措置をしているものでございます。補正の内訳でございます。対象業務でございますが、環境アセスということで騒音、振動、地下水位等々への影響を現地調査の上調べるといものでございます。業務内訳等につきましてはご覧のとおりでございます。

こちらの事業費ですが、全体事業費1億7,300万円ということで2か年の事業で検討してございます。したがって、今回予算化いたしますのは25年度分の事業費1億2,900万円ということでございまして、残額の4,400万円につきましては債務負担行為の設定ということで、後ほどご説明いたしますが、今回は2か年の事業ということになってございます。この事業につきましても、先ほど申しました復興交付金事業の効果促進事業ということで5分の4が震災復興交付金で入ってまいります。その補助裏、5分の1につきましても震災復興特交で財源措置されるとそのような内容になってございます。以上が常磐線関連のアセスの評価事業の委託事業でございます。

続きまして、付属資料の3ページをご覧いただければと思います。こちら、従前からご説明申し上げておりました津波被災住宅再建支援事業ということで、津波震災区域にお住まいであった方々、被災者の方々への支援の格差是正の施策でございます。こちら、ご存じかと思いますが、先般県より交付がございました東日本大震災復興基金交付金、

いわゆる津波被災住宅再建支援分43億円と言っているものですが、こちらと震災直後に県から交付いただきました復興基金、こちらは8億円でございます。こちらの二つを活用いたしまして被災世帯に対しまして生活再建を支援するという町独自の支援施策でございます。それに伴いまして、防災集団移転促進事業ですとかがけ地近接等危険住宅移転事業等で適用範囲外となるものについても今回の措置で救済するというものでございます。

それでは、補正の内訳をご覧くださいと思います。今回の予算化につきましては、新市街地へ移転する方々を除いた分の措置だということでご理解いただければと思います。新市街地につきましては、今造成中でございますのでそちらを除いた町内等に移転する方々への措置を今回予算化しているという前提になってございます。

それでは、まず①でございます。町内移転者への補助ということで、こちらは災害危険区域内1種から3種、こちらにお住まいであった方への補助ということでございます。そういう方が町内へ移転した場合でございます。移転費用等の補助ということでいわゆる引っ越し補助、費用につきましてこちらは限度額78万円で計上してございます。それから土地・住宅建築借入金利子相当分ということで、ローンを組んで住宅を建築される方、こちらにつきまして限度額708万円でこちらも予算を計上してございます。さらに、今回はこの選択性でございますが、建物等実費補助ということでローンを組まない方、組めない方への支援ということも計上してございます。限度額が200万円でございます。また、あわせまして、その下でございます。土地購入・住宅建築への補助ということでこれは新市街地以外の町内へ移転する方への支援ということで、町独自の施策でございます。こちらは補助額50万円でございます。こちらの財源につきましては8億円と言われる復興基金を使つての充当となっております。これらを合わせまして①の事業費は14億3,900万円余りという状況になってございまして、財源につきましては先ほど申しましたとおり、43億円の基金及び8億円の復興基金、こちら両方を充当しているとそういう状況でございます。

続きまして②でございます。町外へ移転される方、災害危険区域1種3種から町外へ移転される方の引っ越し費用、移転費用等の補助についてもこちら計上してございます。限度額が78万円でございます。合計の事業費で5億2,300万円余りということでございます。こちらの財源につきましては43億円の復興基金を充当するという事になってございます。

続いて、③をご覧くださいと思います。現地再建者への補助ということで、災害危険区域3種ということになってございます。こちらにつきましても移転費用等の補助、引っ越し補助が限度額78万円、修繕費用の利子相当分の補助、いわゆる住宅ローンを組んで修繕費用を捻出する方に対しての限度額は444万円とこちらも計上してございます。また、住宅を建築する方、こちらのローンの利子についても補助するという事で、こちら同額を計上してございます。こちら合計いたしまして11億3,900万円余りを今回予算措置しております。財源につきましては43億円の復興基金となっております。

それでは、おめくりいただきまして4ページをお開きいただければと思います。続きまして、孤立地区住宅移転者への補助ということで、磯地区等々の方々への補助でございます。こちらは考え方といたしましては、災害危険区域外にお住まいだった方々のお

おむね2分の1程度の補助ということでの計上となっております。移転費用等の補助でございますが、限度額40万円でございます。続いて土地住宅建築の借入金の利子相当分ということで、いわゆる住宅ローンを組む方への利子補助が350万円ということになってございます。また、ローンを組まない方、組めない方に対しましては実費補助ということで100万円を計上しているものでございます。こちら合計いたしまして4,600万円余りを今回予算措置しているものでございます。こちらは財源につきましては43億円の復興基金となっております。

それでは、⑤でございます。町内移転者への補助でございます。こちらは危険区域外の浸水区域でございます。こちらにお住まいの方々への支援でございます。こちらも危険区域にお住まいの方々の支援限度額の大体おむね2分の1ということで計上してございます。移転費用等の補助につきまして、引っ越し費用につきまして限度額40万円でございます。土地住宅建築借入金利子相当分、住宅ローンの利子相当分につきまして350万円を計上してございます。また、これは選択制でございます。建物等実費補助ということで100万円を計上してございます。合計で4億7,800万円余りという予算計上になってございまして、こちらにつきましては財源につきましては43億円の復興基金及び8億円の復興基金もこちらも充当しているとそういう内容になってございます。

最後でございます。⑥町外からの移転者に対する支援というのも今回予算措置してございます。内容でございますが、こちらも土地住宅等の建築借入金、住宅ローンの利子相当分ということで350万円を計上してございます。こちらも選択制で実費補助100万円を計上いたしまして、合わせまして8,750万円の事業費となっております。以上、トータルいたしまして今回の津波浸水区域の生活再建支援といたしまして37億1,400万円余りを計上しているとそういうような内容となっております。

それでは、予算書の方に戻っていただきまして、続いて教育費でございます。第10款教育費小学校費小学校復興推進費でございます。まず役務費で14万4,000円、坂元小学校の講堂の各種手数料を計上してございます。また、委託料といたしまして同じく講堂の施工管理業務の委託料も同じように計上してございます。おめぐりいただきまして8ページでございますが、工事請負費、こちら坂元小学校の講堂の改築工事分ということで3億7,000万円ほど計上してございます。備品購入費につきましても1,400万円ということで、こちら講堂の備品購入でございます。詳細につきましてはまたお戻りいただきまして附属資料説明書の、こちら5ページをお開きいただければと思います。

坂元小学校の講堂、屋内運動場でございますが、こちらの改築事業となります。こちら、講堂を単純に改築するというものではなく、こちらに書いていますとおり、避難拠点、避難所としての機能を付加するというような改築内容になってございます。具体的な機能強化の内容を申し上げますと、防災倉庫ですとか多目的室、シャワールーム、更衣室、こういった避難所としての必要な機能も付加した形での改築ということになってございます。今回、こちら第6回の交付申請で内示をいただいたものでございますが、こちらにつきましても昨年度の第4回の申請におきまして屋体工事分とにつきまして既に内示をいただいておりますが、今回第6回分で備品工事分と増築分も内示をいただいたということで、合わせまして総額を今回全額予算措置しているとそういうような予

算の内容になってございます。

補正の内訳をご覧いただければと思います。役務費でございますが、先ほど触れました。完了検査手数料等で14万4,000円を計上してございます。こちらは復興交付金の対象外ということで、一般財源で措置をしているものでございます。それから工事管理業務委託費でございますが、930万円ほど計上してございます。こちらは全額復興交付金の対象ということになってございます。その下でございます。改築工事請負費3億7,100万円を計上してございますが、こちらもおおむね復興交付金では該当するという内示をいただきましたが、一部駐車場等の外構工事につきまして対象外という内示をいただきましたので、そちらの分、約1,650万円ほどは一般財源で措置をしているというような中身になってございます。その下でございます。備品購入費でございますが、1,400万円余りを計上してございます。こちら避難所としての機能を付加する部分、講堂内のカーテンですとかひな壇、こういった部分については復興交付金の対象として見ていただきましたが、その他の分、文教施設として純然たる必要な部分ということ、演台とか校章ですとか卓球台の部分については交付金の対象外という内示をいただきましたので、その分につきましては復興基金のうちの教育用の寄附金、こちらを積み上げておりましたのでこちらを取り崩しましてこちらが295万円を寄附金の基金から取り崩しましてこちらに充当しているというそのような財源構成になってございます。

以上、こちらを合計いたしまして3億9,400万円余りの今回の補正ということで、財源としましては一般財源及び震災復興交付金、さらには震災復興特交、そして復興基金の教育用の基金を取り崩すというものでございます。なお、今申し上げました一般財源につきましては、県の市町村課の方にこちらの方で特別交付税として取り扱っていただけるよう調整する予定でございます。

以上が教育費ということで、歳出の内容でございます。

それでは、予算書にお戻りいただきまして、歳入の方をご説明いたします。歳入6ページをお開きいただければと思います。

これは歳出の方で説明いたしました。まず地方交付税でございます。1億5,400万円ほど、震災復興特別交付税ということで計上してございます。こちらは震災復興交付金事業の補助裏に充てるものでございます。こちら1億5,000万円ほど計上してございます。その他国庫支出金でございます。教育費、土木費、農林水産業費ということで、それぞれ震災復興交付金が計上されております。これは先ほど歳出でも説明いたしましたので詳細については省略させていただきます。

最後でございます。基金繰入金でございます。財政調整基金の繰入金で1,090万円ほど計上してございます。こちらは先ほど触れましたが、坂元小学校の改築事業に伴う復興交付金の対象外の部分につきまして一般財源を充当しているということから、こちら取り崩してございます。なお、こちらは特別交付税で充当されるように県の方に要望していく予定でございます。続きまして、復興交付金の基金繰入金でございます。こちら説明済みでございますので、4億円ほど基金から取り崩すというものでございます。最後、震災復興基金繰入金ということで37億1,000万円ほど計上してございます。これは震災復興基金の取り崩しということで、こちら三つの基金から取り崩すということになってございます。合計で37億円でございますが、43億円の津波被災地

域の支援分といたしましては35億7,000万円ほど取り崩しております。そのほか、8億円の震災直後にいただいた基金につきましては1億3,600万円ほど計上してございます。先ほども触れましたが、坂元小学校の講堂の分として寄附金として積み上げておりました教育用の基金、こちら295万円を取り崩しまして、これらの合計が37億1,700万円ということになってございます。こちら財源の内訳がご説明いたしました。

以上が純然たる予算の内容でございまして、最後に3ページをお開きいただければと思います。こちら先ほども触れましたが、債務負担行為の追加の補正を行ってございます。常磐線復旧事業に伴う特定環境影響評価事後調査業務委託ということで、期間平成26年度、限度額4,400万円ということでございます。これは総事業費が1億7,300万円のうち、1億2,900万円を今回予算の方で計上いたしましたので、その残額を債務負担行為として平成26年度までの期間で計上しているとそういう内容でございます。

以上が今回の3号補正の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。質疑はありますか。

13番（後藤正幸君）はい。1点だけお伺いしますが、7ページの8款6項の関係なんですけど、この前の特別委員会でも私質問したんですが、答えまだいただいている件、要するにこれの説明書で言いますと一番最後のページの町外から移ってきた人、山元町に移り住んだ人の補助金なんですけど、定住促進事業とこの補助金と合わせてもらえるのかどうかとこの前も質問したんですが、答えいただいているのでわかっていると今は思いますので、再度質問します。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。今後藤議員から確認のありました件についてご説明したいと思います。本日お配りしております、配布資料No.4ということでお配りしておりますが、こちらの資料を使ってご説明いたします。

ただいま確認ありましたが、今週7月16日に開催されました東日本大震災災害対策調査特別委員会におきまして、本日提案しております一般会計補正予算に関する確認事項がございました。内容につきましては、こちら件名にもありますが、震災復興基金に関することでございます。まず確認の事項だったのですけれども、こちらの真ん中の部分、大きい2番の検討事項と書かれている部分の内容です。こちらにつきましては、こちらの添付の資料の一番最後のページにフローをつけてございますけれども、町外から移転、町外で被災をされて山元町内へ移転された方への補助につきまして、定住促進事業についてそれを双方支援策として受けとれるのかどうかというような内容だと思えます。

こちらにつきましては、町外からの転入者に対しましてはこの双方支給することを認める場合に次のような事項について検討をする必要があったという内容でございます。その点につきましては、2点あったと思います。まず1点目の確認事項、双方支給する場合の確認事項としましては1点目、定住促進事業補助金交付要綱の改正理由は新市街地への移転促進とされておりましたが、転入者は基本的に新市街地へ移転者として想定されていないことから改正理由との整合性がとれていなかったのではないかとというのが1点目。2点目は震災前から町内居住者と震災後の転入者との間で支援格差が大きいので

ではないかという確認事項でございました。

こちらにつきましてきまして、定住促進事業の改正経緯等も踏まえて再度こちら執行部の方で確認を行い、検討を行って回答するというような内容でございました。その結果、まずは1番に戻りますが、まず定住促進事業についてその内容及び改正経緯等を確認しました。そちらがこの内容でございます。定住促進事業につきましては、平成20年4月1日から記載のとおりの内容で施行されております。そして、より利用しやすく魅力のある制度にするため第1回目の改正、年齢や交付金額の見直しを行うというようなまず1回目の改正が行われてございます。その後、震災後になりますけれども、被災した世帯の再建に適用すると金額が被災した世帯の再建に適用しますとこちらの定住促進の金額がかさみ過ぎること、また、新市街地の移転を促進する考えから震災時に町内を住所を有しかつ被災者再建支援法に規定される支援金を受給した世帯につきましてはその交付を制限するというような内容の改正を行ってきたというような改正でありまして、こちらにつきましては昨年度の定例議会の方でも質疑が行われたというような経緯を確認いたしました。

その内容を再度震災復興本部会議、庁内の会議で検討し確認した結果、町としましては3番、大きい3番になりますけれども、対応方針は次のとおりとさせていただきたいと考えました。当初の方針どおり、こちらは震災復興特別委員会でもご回答しましたとおり、条件に合致する場合につきましては町外からの転入者に対し震災復興基金交付金と山元町定住促進事業補助金の双方を支給するとさせていただきたいというような内容でございます。

その理由につきましては、こちら箱の囲みの中でございますけれども、1点目、山元町では震災後人口減少が県内の被災自治体の中でも特に深刻でありますことから、新市街地への移転促進とあわせまして人口の抑止が必要。その一環として新規転入者への独自支援を行う必要性が高いという理由。2点目、山元町定住促進事業補助金の目的につきましては定住促進、地域活性化である一方、震災復興基金交付金の目的につきましては、津波被災者の住宅再建支援でありますことから、双方の目的は必ずしも同一ではないという考え。3点目、また格差についてですが、町では震災前から町内災害危険区域内の居住者に対しまして町内に単独移転する場合につきましては住宅建築等の利子相当分の補助、上限額708万円、または選択制でございますが実費補助、上限200万円、また引っ越し等移転費用等の補助金、上限78万円を行うこととしてございます。また、このほか震災復興基金交付金、こちらの活用によりまして土地購入、住宅建築への補助50万円の新規も新たに盛り込んだ。そして支援の拡充を検討させていただいているということがこちらの検討結果に至った内容ということでございます。

このようなことから、こちら町外からの移転される方へのつきましての補助につきましては町としてはこのような考えであるということをご理解いただきまして、説明とさせていただきます。以上です。

13番（後藤正幸君）はい。大分長い説明でわかったようなわからないような一言で言うと合致さえすれば両方からもらえるという答えでよろしいんですね。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。説明の方、すみません、長くなりまして申しわけございませんが、結果としましては3番の対応方針どおり双方を支給することが可能ということでございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

7番（齋藤慶治君）はい。今前議員が質問したと同じような項目の予算書です。都市計画推進指針の方の津波被害住宅再建支援事業補助金についてお伺いいたします。質問項目は全体としてそれはもうこの案件は早急に決めてもらって早く再建の方の道筋を確たるものにしてその柱にしていかなければいけないという思いにあります。

それでお伺い質疑するのは、題先ほどの質問と同じ今回新たにしました町外からの移転についての内容であります。この内容については他の市町村、亘理町とすれば——実費補助の限度額100万円が当隣の町の支援策で町外から来た。それに選択制の中で限度額350万円をつけるという建築等土地購入利子に利子相当分の限度額350万円を選択制されるということは他の市町村より人によっては大きなメリットを得ることができるということで、一定の効果は図れると思います。それで、ここで質問したいのは今前議員が質問したように、町外からの人に対して従来からの定住促進の関係を町としては条件が目的が違うので両方支給するという内容になっていますが、その点について再度確認します。

この先ほど配られた内容、理由についてはこの書いている文面は読めますが、まず1点、町長に初め大きなこととお伺いいたします。町長は定住促進に関して新たに呼ぶ人のために今回追加しました。定住町外からの定住促進、そして私は町内にいる若者世代が町外に出ない防ぐとそういう目的の方がもう大事ではないかと思うんです。今震災後先ほど19パーセント人口減になっていますが、そういう中身の中では結構子育て世代が町外に転出しているという現実があると思います。そういう意味で、まず町長に大きな項目でちょっとお伺いしたかったのは町外新たに町外から呼ぶ人と町内にいる人が町外に出ない若者世代でどっちが効果的かというと山元町に住んでもらえる人をできやすいか、そのちょっと大きな考えだけ初めお聞きしたいんです。

町長（齋藤俊夫君）はい。私としては、現に町内に住んでおられる方に軸足を置くべきだろうというような基本的な考え方でございます。

7番（齋藤慶治君）はい。誰が見ても初め今現に住んでいる人が町外に出ないで山元町に住んでほしいという形で進めていけばいいという判断になると思います。

そこで、前の山元町定住促進のときに改正しまして被災者再建支援法に基づいて支援した世帯にはこの定住促進の関係を該当しないという要綱を決めたということは議会の方でもやっていますが、そのときの大きなそれを決めた要因として財政的なものがあがっていますが、財政的なものというふうに捉えてよろしいでしょうか。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい。ただいまのご質問でございますが、町内のこの定住促進に関しては受給対象となる世帯につきましては、新婚世帯と子育て世帯という方について定住促進等該当があるということでございます。今回、東日本大震災で津波及び地震での被災者につきましては3,000世帯を越すぐらいの町内の方々が被災に遭われたというような内容でございます。その中から新婚の方ということは限定されるかと思いますが、18歳までのお子さんをお持ちの子育ての世帯という世帯についてはかなりの数があるというようなことから、これを一般財源で賄うということについてはこの当時しっかりした計算に基づいたものではございませんが、対応し切れないという判断のもとにそういった制限をさせていただいたということも一つ。あとのものについてはこの被災の関係につきましては、この当初考えられていたのは新市街地への150万円の支援と

というようなことで考えられておりましたが、そういったことで新市街地への誘導ということも念頭にございました。

あと、この一連の震災の関係につきましては、この定住促進とは別の形での支援策というのも今後検討していくという方向性がありましたので、この定住促進の部分の町内への支援策というものについては一定の線を引くというようなことで制限を設けたという内容でございます。以上でございます。

7番（齋藤慶治君）はい。理由はここに書いておるとおりだと思います。実際、その当時国からの財政支援金、資金関係なくそれを支援するには全額自主財源ということが念頭にあり、そういう判断になったと思います。それで、今回の新たな交付金の関係ですが、支援策の関係ですが、この4番についても町外からの移転支援についても町で交付してからこれから新たな人に対するの交付になると思うんですが、その点確認したいと思います。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。基本的には新たに申請のありました方に交付をする予定でございます。検討してございます。

7番（齋藤慶治君）はい。これから新たに山元町に来たいという人にこの支援策が利用されるという形で、ぜひ山元町に来てほしいということなんですが、先ほど町長が言ったように、もう言われたように、新たに来る方も大事ですが町内にいる方の若年世代がここにとどまってもらうのが一番いいし早いし間違いないことなので、今の定住促進の関係は定住促進の関係でその当時の理由があつて難しかったけれども、今後新たにこの町外からの人と一緒に山元町の若者世代が入った場合、同じような運用の仕方では問題があるでしょうか。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい。先ほどとの繰り返しになるかもしれませんが、定住促進での対応というふうな内容になりますと、一般財源での対応というふうな内容になります。どのぐらいの子育て支援の方が町内に新たに定住していただくといいますか、そこで再建していただくということに対して一般財源での対応が可能かという、今の状況ではちょっと難しい状況にあるのかなというのは、私町民課長としての今のところの考え方でございます。

7番（齋藤慶治君）はい。今回の財源、当初でも二千幾らですか。また、今アパートとか建ててますのでそういう方向にいろいろ使われていくと思うんですが、今回の津波被害に遭った方は何も一般財源でなくてもこの今回の総体的な予算の中で生み出されれば十分可能な財源というのは確保できると思うんですが、例えば定住でいろいろな組み合わせ方でも最高限度額150万円です。全部条件があつて限度額が150万円で、人によってはこれ以上いかないという形もあるし、今回の要は8億円の使いかた、ある程度自由度が高い使い方の中でも例えば限度額150万円掛ける100戸としても1億5,000万円そこら辺の最高限度額の捻出の仕方はできないかどうかというのは、今回町外から来る方が二重というか両方の支援策を得られるのに、何で町内にいる方が同じ支援策が受けられないのか。理由は先ほどいった財源が一番確保できないというような主な理由とすれば、直に若年層に関しての今弱年数というのは今の定住促進に該当するような対象の方に対して財政的な裏づけがつけられれば、極力今決めて町外に出ないようにしていただくというのがこの両方の今回の支援策、まして定住策両方の目的に合致するのではないかという思いがあるんですが、その点、財政的な裏づけ含めて今回の支援策の中でそんなにも余裕ないのかどうか。そこら辺ちょっと確認したいと思いますが財政課長



でも震災でも企画でも構いません。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。今齋藤議員のおっしゃった内容を盛り込むような形になりますと、こちらの最初に交付のありました8億円の方の基金を使っての支援になるかと思えます。今回、要求させていただいた内容ですと、まずは新市街地が造成等終わる前に交付する平成25年度に予想される部分として8億円のうち約1.4億円程度を要求はさせていただきましたが、実際全体こちら今回全てのこの1から四つ目のフロー全部をきめ細かく支援策を盛り込んだところ、今のところ全体の計画としまして県からの交付約8億円に対しましてほとんど100パーセント、8億円を使うような支援の全体の内容となっております。今のところ、1億円程度と今ご試算されましたけれども、その分も今その8億円の方では財源としては計画として確保できないというような内容になってございます。

7番（齋藤慶治君）はい。今回の支援策自体の予算どりは最高限度額でも計算していますので、実際はその7割、8割でいう形で行われると思えますが、それは推計であって誰も先ほど言ったようにオーバーするかもわからない。それが一番行政としては怖いところで間違いない予算が確保できる形になっているんですが、現状の今回の支援策の中で町外の方に両方が交付されて、町内である子育て世代の人が先ほど言った別な支援策では十分されるが、100万円とかそういう条件にあった分の加算をして少しでも町内にとどまるような動きとか働きをすれば10件でも何件でも新たに呼ぶよりは町内の人にこちらにいてもらうというような町としては精いっぱい支援をしているという形の対応というのがぜひ必要なのかと思っております。

そこら辺は財源的なものも絡みますのでちょっとこの質疑の関係からも若干定住促進という形でちょっとずれますが、そういう意味合いでこれ以上のことは言いませんが、ぜひ財源の確保が再度精査して今回の津波関係の予算で出せないかどうか。それは遡及するかしないかは私は財源的な保証がなければ遡及しなくても今回の町外からの移転等同時にスタートするという形でも財源がなければしょうがない。財源があれば遡及した形でも対応するのが一番いいんですが、そういう形でこれ以上山元町の人口減が進まないありとあらゆる手をつくってほしい。そして早く町民に出してほしいと思えます。

最後に町長にだけ確認して質疑を終わります。

町長（齋藤俊夫君）はい。町内の若者世代をいかにして地元にとめることができるかというようなこと、極めて大事な問題でございますので、ただいまのご指摘を踏まえてどこまで再検討可能なのか、ギリギリの検討をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

9番（岩佐豊君）はい。ただいまいろいろ説明いただきました。それで被災者間の支援策格差ということで、この是正について今いろいろ説明いただきました。それで、我々議会でも格差があるのではないかとこういうことを何とかするべきだというような声をずっと出してきました。それで、今回このようにいろいろ提案されていますけれども、そこで附属説明書の3ページ、これだけでなくその裏もそうなんです、例えば移転した場合に利子補給と例えばその選んで実費で200万円とか選択する余地があるんですが、3番の現地再建者、これだと結局移転費用とあと利子相当分しかないわけです。実際は銀行からお金を借りてやれる人はまだいいんです。お金貸される人は。本当に好かないか

のは、なかなか銀行と相談してもなかなかそこへも厳しいというような方々が何とか工面してぎりぎりあちこち工面してやっている方もおります。私はこういうところにこそもう少しきめの細かい手を差し伸べるべきだと思います。この辺はどのような検討をされたのか伺います。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。3番現地再建の補助に対しましては岩佐議員のおっしゃるように選択制の部分はないような形でございます。こちらにつきましては、住宅を完全に1棟最初から新築するよりは全体的な費用部分として少し新築するよりは費用全体が抑えられるという考えから今回は実費補助の方はつけなかったような形でございます。また、さらにそのもとの場所でのこちらの居住する場合につきましては、この利子補給とは別途住宅のかさ上げ補助の方も付加してございましたので、こちらの方も利用していただくような形で進めていただければ、その分、支援策としてやっていただけるのではないかとというような形からこのような形にさせていただいたところでございます。

9番（岩佐 豊君）はい。建てかえなどでかさ上げなどする場合はそれはわかります。そうではなく、要するに修繕して住んだ場合に何の手当ても大げさにいえない世帯もあるんです、実際に。例えば半壊だとか、例えば全壊と半壊とか一部損壊とかということでも全く違う補助なんで、これまでの救われていない人もいます。だから、そういうところをきちっと見て一部損壊などということも無いんです、簡単に言えば。けれども、実際には津波高は大したことなくても家はすごい被害を受けたところいっぱいあるんです。それで、私、担当課に行って相談しました。そのときには津波高だということ、その当時確かにそれはまだ直しているわけでも何でもありませんから判定すればいい。それが一つの目安だと思います、それは。ですが、実際にことが進んで家を直したときにとんでもない被害なんです、実際には。それで救われない人いっぱいいます。そういうところをきちっとお話しされてこういうふうに行ったのかどうかということを確認しているんです、私。

議長（阿部 均君）答弁はどなたですか。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。今回の支援策を検討する中で、現地、もちろん現地地区で大きな被害を受けられたという部分につきましては確認をしていますし、お聞きしているところでございます。ただ、全体として住宅を修繕する費用という部分につきましては全体新築をするよりもその金額の面でいきますと、平均的には低いという観点からこのような形にさせていただいたということをご理解いただきたいと思います。

9番（岩佐 豊君）はい。先ほどから財源のこともある。いろいろお話ししています。ただ、町長が冒頭にお話ししているように、格差のないようにということ、いろいろ検討されているわけですから、その辺もう一度しっかりと確認をしていただいて住民の方々がせっかくここに残ったのにそうなったら本当に決断して出ていったほうが良いというような声が出ないようなもう少しこれを検討していただいて、そういう方々に対しても格差のないようにやっていただけるように要望します。要望してとりあえずそういうことなので。町長の先ほどのお話にあったようにここに残られる方々に対する思いというのがあられるわけですから、その辺、町長この後どのような考えを持っているのか。

町長（齋藤俊夫君）はい。執行部といたしましては、大分町民の皆様なり議員の皆様方のいろいろな問題提起を受けて制度設計をしてきたつもりでございまして、今みたいな問題提起をもう少し岩佐議員早くちょうだいできるとよかったかなというふうに思う部分がある

んです。どこまでバランスをとる中で検討できるのか。もう一度今の部分は精査させていただきたいというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい。今町長からもっと早くというようなありましたけれども、私は担当課に相当早くこういう問題が差があるということは言っています。それがただ町長サイドまで上がっていないということではないですか。今の話だと。私は相当前に言っていますよ、これ。おかしいと。ひとつの危険区域の決め方一つで例えば浸水深一つで物事決める。さっきお話ししたように、確かに当初はしようがないです、それで決めるのは。ただ、それを跡ずっと追いかけて本当にこれでいいのかということを見ていくのが本当の私はやり方だと思います。今みたいにもっと早くと言われるとちょっと憤慨します、私。申しわけないですけども、言っています。いいです、これは。

町長（齋藤俊夫君）はい。今私申し上げましたのは、そういう結果もあったかもしれませんが、要所要所でこういう資料でもってお示した段階でもお気づきいただければありがたかったかなと、ありがたいなというふうな思いで言ったまででございますので、よろしくお願いいたします。

---

議長（阿部 均君）ほかに質疑あるので、時間が少し長引いておりますので、この際暫時休憩いたします。

再開は3時5分といたします。

午後 2時55分 休憩

---

午後 3時05分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

6番（遠藤龍之君）はい。一つ確認しますが、この間の説明の中で8億円の使い方についてほぼ使ったというお話ですが、どういったものに使っているのかお伺いいたします。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。8億円の用途につきましてでございますが、使ったというかまだ使っていないくて、今回要求に上げさせていただいたのは8億円のうち、先ほど申しましたが1.4億円分を要求しているということでございます。

8億円全体の使い方といたしましては、まずは新市街地、こちらの住宅団地に戸建てで対応される方につきましては200万円の住宅再建補助をするというもの。配布資料No.4でいきますとこちらの、例えば2枚目の資料でございますと1番の町が指定する住宅団地に住宅を建築し移転する場合の土地購入、住宅建築への補助200万円というような囲みの中の部分の内容、こういったものが8億円ということになるものでございます。

そのほかには、ちょうど今ご覧になっているところの太陽光発電設置の補助、こちら等につきまして10万円の補助限度の補助でございますが、こちらにつきましてもこういった部分にも8億円というような形で対応する予定でございます。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。もう一つ確認します。43億円の一部活用してということなんですが、これの残はどのぐらいになっているんですか。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。こちらも今回要求額の残ということでよろしかったでしょうか。それにつきましては、今回要求額総額で約35.8億円の要求総額になっていま

すので、県からの交付決定予定が43億円でございますので、約7.4億円の残分、こちらを次年度以降の要求とさせていただきたいと考えてございます。

6番（遠藤龍之君）はい。その次年度以降のその使う予定はどういう内容のものに使われる、使おうとしているのか。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。次年度ということですか。次年度につきましては、新市街地、こちらの方の造成が完了しましたところでそちらに係る部分を要求してございます。でしたので、例えば1、2種から住宅団地へ移転される方の利子補給ですとか、こういった形の分はそちらの戸建ての住宅を建てられた方に対してその利子補給となりましたのでそういう方々、造成が終わってその建てられる段階になった方々への補助等が次年度以降の主な予定というような形になるものでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。今まだ確定していない戸建て住宅の方々への支援策のために予定しているということですね。それで、ほぼ43億円を使い切る形になるのかどうかお伺いいたします。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。現在の計画でございまして、県からの交付決定43億円に對しまして予定の総額も43億円使い切るような、ほぼ使い切るような形で今のところ計画してございます。

6番（遠藤龍之君）はい。その43億円の使い方なんですけど、今の話は予定上ですよ。いろいろですが、いろいろ町の中に行っているいろいろな話を伺いますとなかなか予定どおりに進むか進むことができるかどうかという不安を抱えている方々もいる。そういう話も聞くんですけど、予定していた結果、予定していた数より少なかった場合、その43億円余るわけですが、その辺の使い方もう既に検討されているのかどうかというのは、そもそもこの43億円の使い方なんですけど、これは今示されているものにしか使えないものなのかどうか、その前に確認しておきます。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。こちらの43億円の基金の方につきましては、8億円に比べいろいろな条件が付されてございます。こちらは持ち家が津波被災を受けた方が大前提、かつ防災集団移転等の制度の適用とならない部分へのというような用途の限定がされてございます。

6番（遠藤龍之君）はい。逆に言うとその43億円はその対象にならなかった人に対してそのすき間を埋めるということで国が特別用意して1,047億円ですか、設定した。そして、その大きな目的はそのすき間をなくすということですので、そういう意味でこの使われ方については今いろいろ拘束あるというふうな話ですが、一応我々に国から我々に示されているこの使い方というのは相当弾力性を持った使われ方がしてきめ細かな対応することができるようにということで設定されたこれは交付金、特別復興交付税なんです。その辺、どこまで本当に検討されたのか。さっきの話に段々戻っていくんですけど、本当にこの検討しているのかどうかというのはもろもろに対してこのことも含めてですけど、この金の使い方、財源の生み出し方、そういったものがどこまでどういう頭で皆さんの検討されているのか非常に疑問に思う。この間、きょうのこの話の中だけでもどれだけ十分な言葉では検討して十分な検討を図っていると言いますが、にもかかわらずもろもろの意見が出てきて話が出てきて疑問が出てきてそれにすぐの反応といいますか回答が見えてこない。そういう現状が聞いていてそういう感じを受けておられる方が多々いるかと思うんですけど、本当にこのあらゆる頭を問う。皆さんのもう何回もこの話

について言っているんですが、本当に皆さんの英知結集すればみんな優秀な方々なんですからいろいろな使われ方、いろいろなこの対応のされ方というのが考えられる。あるいはそうしてほしいというふうに思うんですが、どうもその辺が見えてこない。もうその一番の事例はこのいい事例というかこのきょういろいろきのうきょうこう問題になったこの辺なんて全然普通検討されていけば当然出てくる疑問であるし皆さんの中でこれはでも皆さんがその対象になっていると思うんですけれども、そういうこういう案が出てきたときにちょっとこれはおかしいのではないのということが誰かから出てきても不思議でない。ちゃんとした会議をしていけばです。対策本部会議なり毎週何か月曜日か金曜日か何かやっているようだけれども、そういった中でこういうものが検討されているんでしょう。そしたらもう既にこっちに表に出てくる前にこんなことは皆さんの中で指摘されなければならないんです。まずそういったこともされていない。いうこと、この1条をもって皆さんが本当にこの検討しているのかというふうなことをそう言われるんですが、言われてもなかなかすとんと私の頭には入ってこない。

言うことが今の現状です。言えるんです。今きょうも何人かお話ありましたが、今本当に具体的に大変なんです。先ほどの話もその事例、具体的に聞けばそういうのを、そういう話は各担当で十分検討を図ってもらっている。その場であなたの場合はこういうこれこういった事例事例というものが法律上制度上あなたは対象になりませんということで返されるといいますか、そういう事例が探せば幾らでもあります。そういう事例があった場合に、そういった一つ一つの事例を具体的に事例を果たしてその対策会議の中でちゃんと検討されているのか。100パーセントだめなもの、制度上だめなものでも現実に目を向けたときに何とかこの人は救済しなければならないとか誰か1人はそういう人が出てくるかと思うんですが皆さんの中にそういうときに、それはその議題、その検討課題となって多分にそれは皆さんの中で検討されなければならないというふうに思うんですが、そういったことは一切この見えてこない。そういう現状にあるということを伝えて今後本当に今言葉どおりの対策をすべきだというふうに考えますが、町長はいかがですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。今我々限られた時間の中でもろもろの事務事業を展開しているわけですので。まずそのことを共通理解をお願いをしたいというふうに思います。

遠藤議員には常々今ご指摘いただいたようなたぐいのお話をちょうだいするわけですのでございますけれども、我々まさに精いっぱいやらせていただいているというふうなことでございます。ただ、それは議員の皆様方なりから見た場合にこのきめ細かな内容からさらにお気づきの点があればそれはまたタイムリーな形でご指摘いただければ、我々も限りなく検討を重ねることはやぶさかではないという姿勢でこれまでもやってきたつもりでございます。これだけの危険区域の区域別にもとの場所から、あるいは移転するのか、そこで継続居住されるのか、こんなにきめ細かく選択肢を設けて検討している事例がもしほかであるのであればぜひご紹介をしていただきたい。私どもとしても限りなくそういう事例を情報を収集して、まさにすき間のない形をいかに構築しようかということで積み上げてきた結果がこれでございます。

ただ、そこには本当に100パーセントということになっているかといわれれば、そこはまだいろいろおありかというふうに思いますけれども、少なくともいつも言うように班長クラスで構成する検討委員会、課長クラスで構成する本部会議、あるいはその前

後で担当課と我々特別職がいろいろ膝を交えて検討を重ねてというような状況でございます。ただ、いかんせん冒頭申し上げましたように、これだけにずっとかかりきりでやれているわけではございませんので、そこは前提としてぜひご理解を賜りたいというようなことでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。これだけにかかわってやってほしいんです。被災者から見れば町長の考えは立場はどうかわかりません。もろもろ言っていただいたんですが、我々からの提案とか、あるいはお願いとか、それはこの間その前にもあったでしょう。そういったものはどんどんその要求要請というのは町長は直接にとはなかなかいかないでしょうから各部門担当者を通しにはかなりの数そういった苦情要請要望等々が上げられていると思います。私も知っている部分あります。そういったことに対して一つ一つその検討会議の中で検討されているのかどうか。そういったものが不安、疑問だから今ここで確認しているわけですが、町長が余り言わないほうがいいとか段々とあれが出るというかこういった話をいつまでもしてもあれなんですからここでとめておきますが、いずれこの問題については本当にみんな真剣に深刻に悩んでおられる話なんです。

それからこの特別震災復興金の財源の生み出し方ももっと真剣に考えなければならぬ。金がないんですから同時にそのところのもの金だったら新たな財源を生み出すということも検討しなければならぬ。そういう意味ではこの間一般質問等々で尋ねておりますが、その後の対策検討というのはあったのかどうか。そのことについてもろもろの24年度の補正予算でもろもろの補助メニューがありました。そういったもの一つ一つ検討したといるのかどうか。そのことにもしかして100万円でも200万円でもその財源がつけば補助メニューがつけば震災以外員にもその200万円分はそのほかに使えるとここで新たな財源として生み出されることになるんです。そういった検討すると言っていました。この間やっていましたか。お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。いろいろ新規施策等が国会の方で審議を経て、我々にいろいろな情報が流れてくるわけでございますけれども、その都度、いろいろな情報を共有しながら該当するかもしれないのでそれぞれの部署で検討してくれというふうな話はそれなりにやらせてもらっております。

6番（遠藤龍之君）はい。その結果はどのように出てきているのか。この話は正直言うと3月前の話です、国で決めているのは。すぐにこういった国が示している、あるんです。こういうのでいろいろなメニューがあります。それをその時点なんです。普通だったら6月議会で当たりでこういったものはこれがこの事業にあうとか検討されて、そこで新たな財源が生み出せるとか、そういうことなの、そういう国は国でそれなりに金の出し方だけは今のところ被災地に対して思いを馳せて国は国としてその制度をなるべく皆さんに使い勝手のよいような財源のつくり方、つくり方というか考えてやっているんです。それを受ける自治体の方が金がない、何かするとすぐ金がない金がない。金をつくる努力もしないとは言えません。言わないけれども、その努力が足りない。外から見るのはこの現状にあわせていったときにさらにこんなにひどい平時でないんですから、今。その辺を平時と同じようなもろもろの対応をされてはそこは皆さんまさにチーム山元と強調しているわけですからそういうふうな姿勢でそういった努力はあとこういふこと言うともまた大変だ大変だという話になるようなんですけれども、その大変さを乗り越え乗り越えるためにはチーム山元だったら本当に職員を一丸となってそしてあわせて我々とも

一丸になってそしてそういうのを示してくださいとか何とかで示してもさっぱり対応しないというような現状もあるわけですから、この辺言葉を選んでいただければというふうに思います。それを今ちょっとずれてるか。財源のつくり方も工夫してそして少しでも被災地の皆さんに喜ばれるような施策事業を進めていってほしいということで終わります。

議長（阿部 均君）回答は。答弁はよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

4番（菊地八朗君）はい。改めて今同僚議員とも同じような質問になりますけれども、改めて質疑しますが、例えばこの山元町人口流出が19パーセントという中で示された1種、2種、3種の対象の1からぐっと5番まで①、②、この世帯数は何パーセントずつあると思って確認しているか。まずこの資料の中の例えば1ページ目、1種、2種の区域で1. 町が所有して住宅にする。この被災人口の被災世帯でここに何割、何割だって次のこの割合を見ながら人口流出を避けるために今度新たに若者定住促進に新たな枠を設けたというけれども、ここのこれは大変これはいいことなんだ。ただし、全体の被災世帯数を頭に置いて人口流出をしなければならない。そしてその地域性を見て被災地域のその方々の被災を幾らかでも援助というか支援するためにこの割合ぐらひはもう今までもずっとわかっていることだから、改めて確認するけれども大体ここには何パーセント、被災世帯が幾らあってここ①の人は何パーセント、2番目の人何パーセントというのは把握している。改めて聞きます。

議長（阿部 均君）①から5までのその世帯数とパーセントについて。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。こちらの支援制度を組むに当たりましては、パーセントとかきちんと対象戸数となる方々を意向調査を確認したり、その後の意向調査でちょっと決定なされない方も継続して電話をかけて調査するなりして意向調査をどんどん随時更新しながらきちんと対象戸数を固められる部分は少しずつ更新していきながら、こちらの支援策を全体を組んでいるということでご理解いただきます。

4番（菊地八朗君）はい。今いろいろな情報を積み上げながら、例えば新市街地に移る人幾らだとこの中でこうしてそこでしていくんだったら、余り最初震災当時変わっていないんだ。本当に支援をするという、今同僚議員からの質疑に対しても8億円プラス43億円の使い方を配分の仕方というか、見ても本当は変わってここの被災人口がここにあったら、ここの人たちを面積というかここで多くしていくのが普通で、ここの対象の世帯数がここにあるからこのぐらひあって、この人たちがどういう区域なんだ。逆に言ったら3種区域、ここに人口ぐっとあったんだけど、戻ってきた、出ていった人、それに対してこのぐらひの比率あって、この人たちの支援策は新たな支援、例えば8億円の重度の使える金の支援とそういう割合を配分を考えてやっているのかというんです。

今同僚議員からも同じようにだけれども、このお金の使い方、流用の支援の仕方、これを本当の被災住民、被災町民に対してして人口流出を防ぐためには町長が今までの議会、従来の議会に対しても既存人口住民を流出を防ぐ。そういうことを本当に大事だと言って今までもきているんだけど、その割には本当に検討しているのかということ今聞いたんだけど、例えばどの方法、うんとその比率の中から細かく聞いてもしようがないから、はい。ここを重視してこうしたというのがあったら上げておく。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。上げる、人口流出等に上げるといたしましては、まずは町

内に今回は1種、2種の方ですとかに町内にとどまっていた方々、町内で移転された方に対して50万円を建築の補助として出すような部分の支援を新たに追加したということでございます。また、そのこしまげることによって新市街地、そちらの方への優位性みたいなものを確保するために新市街地の方に150万円から200万円という形では上げさせていただきましたが、まずは町内に人口流出をとめるためにとどまっていた方に50万円さらにとりような追加支援を行っているのが、上げるとすればその1点上げさせていただきます。

4番（菊地八朗君）はい。では、改めて今町内に住宅を設けた人に50万円のプラスということをこうした。既に、例えば危険区域内で3種区域でもいいです。そこで補修とかもらった人に対して終わった人。終わって例えば町内に住んでいる人、そこにプラスしたとしても前の生活支援金の100万円、あれもらった人に対してプラスまた200万円とか100万円で終わっているわけではないから、リフォームしたってその人に対して新たに50万円さかのぼってこれは検討されるという対応なのか。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。こちら、支援策の運営に当たりましてはきちんと要綱を定め、いろいろな縛りとか要綱を定めて運用していくことでございますが、基本的にその要綱にあった形でやっていただいている方であれば既にやっていただいた方もそういったいろいろな証明となるもの、いろいろな契約書とかそういったものを提示いただければ、そういった形で支援可能という形で検討しているところでございます。

4番（菊地八朗君）はい。一応、改めて。もう一回追加説明あるなら最初説明してもらっていいよ。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。今の私の回答の方で足りない部分がありましたので、素の分追加させていただきます。

先ほど町内にとどまっていた方50万円ということでございましたが、こちらのフローに……、例えばフローの方3枚目、3種ということでございますれば、このうち、先ほど50万円と申ししたのは3番目、自分で土地または住宅を確保して町内移転される方の一番箱の下の部分、こちらの50万円のことを申しましたけれども、修繕ということでございましたので、修繕ですとこの5以下のような対応になります。こちらの部分については50万円等部分は町内にとどまっていた方、50万円という部分是对応にならないということで、先ほどさかのぼってという話ありましたのは、この50万円ではなくこの修繕部分についてのご説明でしたので、追加で補足させていただきます。

4番（菊地八朗君）はい。今の資料で説明いただいて、さかのぼってまず支給対象になるのかという部分には先ほどの回答だとさかのぼって対象になるんだよね。まずその確認。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。町内移転の方の50万円ということですね。こちらの方につきましては、さかのぼって適用可能ということでございます。

4番（菊地八朗君）はい。特に今そうすると3種区域の人は一応戻って幾ら、一応今回はさかのぼってとほかに移転して町内に住んだ場合はプラス新たな支援で50万円という確認をしたと受け止めて確認しました。

それから、例えば今度は危険区域、例えば危険区域、今までも議会でもぐっとしてきたのは町内流出を防ぐためには危険区域の見直しを早く一日も早くして本当の危険区域を小さくしてこの支援を枠を大きく広げる、それが町内人口流出のまず一つの対策だと



ということで、今まで議会でもぐっと同じ答弁、質疑をしてきたんですが、その都度町長は今後検討する。検討ということは今までのデータがあって、ここの面積、危険区域内1種、2種、3種、1種はいい。2種、3種にこのぐらいの人口がいた。この人たちもこうあるんだ。そのときの見直し、それに対する金の使い方というか支援の仕方、これをやっていないと浸水深だ。例えば、旧常磐線で線路1本で10メートル、線路上と下とといったらいいか西と東。10メートルの範囲で1種と2種、2種と3種、この違いをいかにいつまで考えるんだということです。10メートル離れて2種だ。10メートル西に上ると3種だ。浸水深から何から何かわるの。そこは線引きだからという話だったらここはエリアでしょう。そういう考えを持って、今回のこの補正の中で今後の新たな支援、人口流出、これは19パーセント。もう20パーセントを防ぐためにぼっとこのぐらいまでやっているんだから、新たにほかから来る人の支援よりもいる人、いた人、息子娘、就労世帯がそこにいて働いて税金納める人が入るんだったら、その人を…

議長（阿部 均君）質疑簡明にお願いします。

4番（菊地八朗君）はい。とにかく、同僚議員と同じだけれども、この危険区域の見直しを早急にすべきではないですかと改めて町長に確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい。危険区域の見直しということでございますが、これもこれまでお答えしてきましたとおり、町の多重防御の整備、これが27年度いっぱい防潮堤から始まる多重防御機能が整備されるということでございますので、その辺を一つのタイミングというようなことで危険区域の見直しを検討してまいりたいというようなことで、そのためにはみんなで力をあわせて早くこの27年度いっぱいでの諸整備を終えるということが大切なのかなというふうに思っております。

4番（菊地八朗君）はい。となると27年。町長、先ほど、前の議会でも言われたとおりだから同じだからいいけれども、そうなったとき、さっきの金の今6次補正で見てもらって8億円も大体何パーセントといったのはその中なんだけれども、8億円プラス38億円使ってしまったらあと27年以降にこのさっきの回答だと7億幾らぐらい使える金というか残り、その分で埋まるというか上がる分のそれともまた金があると見て見込んでいいのか。まずこれをそっちに使う、使って支援策を述べようとしているのか改めて確認します。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。今回要求させていただきましたのは、平成25年度に使う見込みがある部分としてまずは上げさせていただきました。残りの部分については、今後新市街地の造成等が進んでまいりますので、そちらの方にあわせて今度次年度以降にまた改めてその残りの分はすぐ要求させていただこうというふうな考えでございます。

4番（菊地八朗君）はい。だから、本当にこのさっきの割合ではないけれども、本当に被災地、被災者はみな平等だと俺はぐっと言ってきたんだけど、その人たちが何もなかったら何もしないで構わないでおいたのではだめだから、そういうふうにするためにここだけは本当に改めて本当に今後の被災者支援の拡充というか支援、支援者、平等だと被災者はこの念頭だけは十分に持って支援するんだとして山元町に居住してもらおうんだというこの考えだけは絶対検討していると言わなくても引き継いでここの枠はこうなんだというの忘れずというか人かわるとこうだったのかではなくちゃんと系列的にも書いておくように注意してほしいというか留意してもらおうように言って私の質問を終わります。

議 長（阿部 均君）答弁、よろしいですね。被災者に対するその平等な施策をということで、町長、答弁願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今回のこの津波被災住宅再建支援については、議員ご指摘のとおり、できるだけ格差を是正をするということが大前提でございますので、そういうふうな趣旨にのっとっていろいろ知恵を絞った制度設計だというようなことでございますし、あるいは人がかわってもというふうな部分につきましてもこういうふうな、お示ししているようなそれぞれの区域ごとに細分化されたような資料をつくっておりますので、極力そごのないような形でこれからもこの制度の維持なり継続というふうなことでやってまいりたいというふうに思います。

議 長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議 長（阿部 均君）これから議案第 7 5 号平成 2 5 年度山元町一般会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、議案第 7 5 号は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成 2 5 年第 3 回山元町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦勞さまでございました。

午後 3 時 4 1 分 閉 会

---